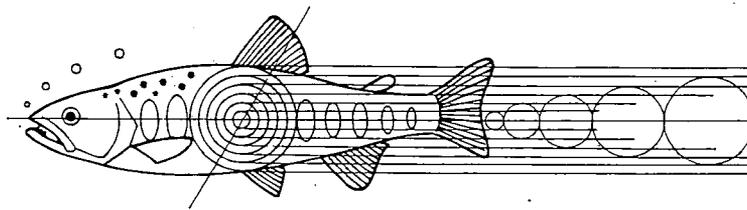


news

長良川市民学習会ニュース



長良川に内ヶ谷ダムはいらない。

No.11

2011年5月23日

表紙・目次(写真は新緑の内ヶ谷ダム予定地)……P.1
ダム・導水路事業を中止し震災地再建を！……P.2
最近の情勢と内ヶ谷ダム……P.3
非定量治水へ意識の改革を・今本博健……P.6

愛知の会より……P.10
本の紹介・みなさんの声……P.11
校歌に歌われた長良川・事務局より……P.12

大地震の世紀の最中へ

長良川市民学習会代表 粕谷志郎

東日本大震災で被災された方々、関係者の皆様に心からのお見舞いを申し上げます。岐阜の地でも、大きな長い揺れでした。阪神淡路大震災以来かと思えます。登山用具一式、百均で買った放射線よけの雨合羽、それにゴーグルを担いで、3月19日発、23日帰着の日程で宮城県塩釜市の病院の支援に行ってきました。発生から10日以上を過ぎ、急性期の低体温症は無く、外傷もほぼ終わりを迎えていました。代わりに感染症と慢性疾患の急性増悪の患者さんが多くなっていました。病院は高台にあり、海も見えるのですが、地震の被災地の雰囲気はありませんでした。海沿いに車で行きますと、報道で見る瓦礫の更地が出現しますが、道のアップダウンで、すぐ、無傷の町並みになります。そんな繰り返しが続く七ヶ浜の様子でした。早い復興のために微力でも結集させることができたらと考えます。



関係者の素早い反応と行動により、浜岡原発は運転停止になりました。今回の震災は、貞観（じょうかん）時代に似ていると言われています。西暦869年の地震に次いで、関東地方（878年）、京都地方（881年）の地震、南海地震（887年）が続きました。先駆けて864年には富士山と阿蘇山が噴火しています。千年周期のプレートの沈み込みと跳ね上がりですので、繰り返すと考えて間違いのないと思います。関係された皆様と菅総理の英断に敬意を表します。

導水路問題を契機に始まった当学習会に、降って湧いたように押し寄せた内ヶ谷ダムの検証問題。1cm、2cmの水位低下のためにダムを造る。ほとんど破綻したダム建設の論理です。私達よりご高齢な今本京都大学名誉教授ががんばっておられ、後衛に甘んじている次第です。

河口堰に津波が押し寄せたら。もう想定範囲に入ってきています。始めに結論ありきの空論ではなく、真剣な検討を求めていきたいと考えています。

最近の情勢と内ヶ谷ダム

NEWSの巻頭にありますように、歴史的な大惨事が発生しました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。不要不急のダム事業はすぐ中止して、国を挙げて被災地復興の事業に取り組むことを望みます。しかし「凍結中」の導水路事業には今年度3億5千万円の予算が付けられました。許すことはできません。私たちは6月1日、国に「中止」要請を行います。

東日本大震災 は原発事故が被さりとしてつもなく大きな災害となりました。そのため重要な事故・被害事例で霞んでしまったものがたくさんあります。そのうちダム・河口堰に関連するもので、どうしても記憶に留めておきたいものがあります。一つは、福島県須賀川市で起きた灌漑用ダムの決壊災害です。高さ17.5mのアースダム（土堤）の崩壊でダム湖の水は濁流となって下流の集落を襲い全壊・流失家屋19戸、浸水家屋55戸、住民8名が死亡する大惨事となりました。高さがわずか約18mのダムでこんな大きな被害が発生するのですから脅威です。

もう一つは、河口堰の事故です。国土交通省の「災害情報」によれば、地震が起きた3月11日、利根川河口堰は「河口堰の設備電源故障により、全てのゲート操作不能→19:30復旧確認」となっています。約5時間ゲート制御不能の事態には背筋が寒くなります。長良川河口堰裁判などで指摘されていた「想定内」の事故です。洪水、津波などの状況次第では大惨事を引き起こしたかも！改めて、地震における長良川河口堰問題を問わなければなりません。

長良川河口堰の「開門」問題 国・水機構は「更なる弾力的運用」を発表し「モニタリング部会」を3月15日スタートさせました。NEWS10号でも取り上げましたがこの弾力的運用は市民が求める開門とは全く違うもので、堰上流側に一切潮を入れないゲート操作です（汽水域は戻らない）。上流側の溶存酸素濃度の向上を目的としています。部会委員の中でも「生物環境全体にどれだけ改善になるのか」など疑問の声が出ています。2月21日に開催された岐阜県の「長良川河口堰調査検討会」の席上では学識者から「もっとドラスティックな運用が必要」との積極的な意見も出ていますが、一方で、「塩害が起きたらどうするのだ！」との感情むき出しの発言が出てくる始末。予断を許さぬ状況が続いています。

導水路、河口堰問題を一連の地方選挙でも争点 にと私たちは「導水路はいらない愛知の会」と連携しながら活動を進めました。とりわけ全国的にも注目を浴びた名古屋市長選挙と愛知県知事選挙では、河村・大村両氏の共同公約に「見直し、検討」の文言が入り期待を高めました。両氏の当選で今後を期待していますが、不安材料も見えています。詳しい状況は『史上初(!?) トリプル選挙と「導水路」事業中止の取り組み』（10ページ）をご覧ください。

長良川で焦眉の問題 となっているのは、「内ヶ谷ダム建設事業の検証作業」です。これについては、このあと詳しく述べます。

最後に、うれしい話を一つ。前号で紹介した「涸れた今川」が、市民の「元の流れを戻せ！」の声の後押しで、導流堤補強工事が完了し、右写真のように豊かな自然の流れが戻りました。今川がともうれしそうに見えました。



内ヶ谷ダム再検証－『検討の場』－をめぐる動き

内ヶ谷ダムの概要

洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的に、岐阜県郡上市大和町、木曾川水系（長良川支川）亀尾島川に建設されます。ダムの構造は、重力コンクリートダム。堤高 81.7m。総貯水量 1150 万 m^3 、有効貯水量 910 万 m^3 （洪水調節容量 850 万 m^3 、不特定容量 60 万 m^3 ）。集水面積 39.9 km^2 、湛水面積 0.46 km^2 。

事業費は約 344 億円。費用対効果 B/C=1.1（H18 年算定）。完成予定 H39 年（2027 年）。

内ヶ谷ダム再検証をめぐる動き（☆＝岐阜県、●＝長良川市民学習会）

- ☆2010.10.6 岐阜県知事「内ヶ谷ダムを最優先で検討する」と県議会で発言
 - 2010.11.24 知事宛「河川行政に関する緊急要請書」（8 市民団体）
- ☆ 2010.11.25 第 1 回 内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場
- ☆ 2010.11.26～12.24 内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集（第 1 回）
 - 2010.12.7～8 長良川中流域調査行（今本博健先生とともに）
 - 2011.2.5 シンポジウム 長良川に内ヶ谷ダムは必要か？
基調講演：「内ヶ谷ダムは洪水対策に有効か」－今本博健京都大学名誉教授－
 - 2011.2.22 知事宛「岐阜県の河川行政に関する要請書」（8 市民団体）
- ☆ 2011.2.28 第 2 回 内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場
- ☆ 2011.3.15～5.6 内ヶ谷ダム建設事業の検証に係るご意見の募集（第 2 回）
- ☆ 2011.4.7 内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集に伴う説明会（関市）
- ☆ 2011.4.21 内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見募集に伴う説明会（郡上市）
 - 2011.4.21 知事宛「内ヶ谷ダム事業の検証にかかる公開討論会の開催を求める要請書」

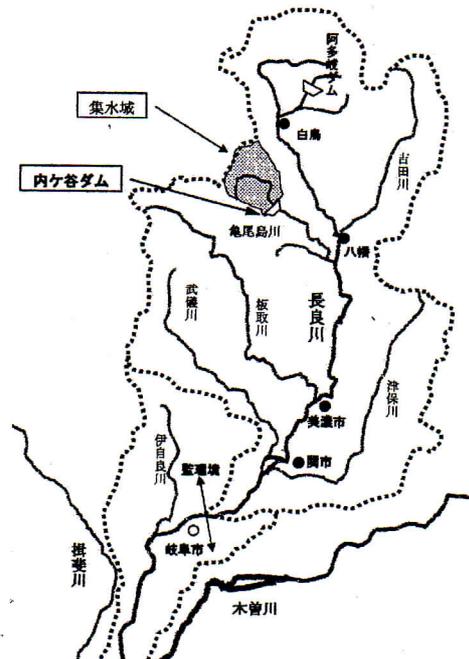
1. 内ヶ谷ダム「再検証」の現段階

岐阜県は 2 月 28 日の「第 2 回 検討の場」で、洪水対策 5 案（ダムなし 4 案）、河川に必要な水の確保（不特定補給分）対策案 2 案（ダムなし 1 案）を提示しました。そしていくつかの追加資料提示とともに 3 月 15 日から第 2 回目の意見募集を行いました（5 月 6 日締め切り）。5 月中の「第 3 回 検討の場」で”対応方針案”を絞り込み、関係住民、関係地方公共団体の長からの意見聴取の後に「第 4 回 検討の場」及び事業評価監視委員会を行って、検討主体としての”対応方針”を決定していく、というスケジュールを公表しています。

現在提示されているダムなし”複数案”には、ダム案との比較で「×＝劣る」の印が多く付けられ、「現行案（ダム案）が最良という結論ありきの複数案検討だ」との疑いを抱かせます。

2. 情報開示と説明責任を求める取り組みと「説明会」

「第 1 回検討の場」では「来年春には結論を出す」という日程が前面に出され、ほとんど何



の資料も示されないままに第1回意見募集が行われました。私たちは12月7日に今本博健先生（京大名誉教授・元防災研究所長）とともに「長良川中流域調査行」を行いました。同時に多くの質問を「検討の場」事務局（岐阜県河川課）に出しましたが満足な回答がないままでした。

こうした「検証」に対して、市民団体8団体連名で2度の要請を行いました。「(1)必要な情報を開示し、流域住民・県民に説明責任を果たすこと。(2)「検討の場」の学識者委員と市民側推薦の専門家とのオープンな議論の場を設けること。(3)情報が公開されていない現状に鑑み、現行の日程案を強行しないこと」(2011.2.22)。マスコミに公開した要請行動のほかにも、それぞれのメンバーが、情報公開請求をし、たくさんの質問をしました。

2月5日のシンポジウムが新聞各紙で報道されたこともあって、県側は、一定程度私たちの要望も容れ、当初予定されていなかった説明会を2箇所で開催しました。

各説明会は100名を越す多数の参加で盛況でした。動員と思われる人々もいましたが、「早期のダム建設を」という意見は1件しか出ず、あとはダム案への疑問を呈する意見ばかりでした。川に関心をもつ流域住民は内ヶ谷ダム建設を望んでいない、という強い印象をもちました。

3. 疑問は膨らむばかり

今本先生効果(?)もあって、県側は質問に回答しようという姿勢は示しました。が、根本的な疑問には答えていません。いくつか例を挙げます。

(1) 内ヶ谷ダムの洪水調節効果は?何通りかの効果の説明があるが、各バックデータに齟齬がある。結局県側が何を根拠としてどういう効果がある、と主張しているのかが今もって不明。

(2) ダム完成予定はずっと先の平成39年!この完成年は「説明会」の補足資料に1行書かれていて分かったこと。現行ダム案では、あと16年~17年間は洪水対策効果の発現はない。

(3) 費用対効果の検証がない。資料を見ると、洪水調節身替りダム建設費は妥当投資額を上回っており、一般的な事業評価の観点からも事業継続には疑問符がつく。

(4) ”複数案”コスト比較の不思議…すべて「現行ダム案が安い」となっているが?

①ダム案以外ではすべて「下流の直轄区間に内ヶ谷ダムの洪水調節分200 m^3/S 負荷をかけるので57haの遊水地が必要。約206億円の費用が加わる」という。もともとの「効果」が明らかでないで、この根拠も不明。②遊水地は全用地を買収するとなっているが、普段は耕地として使うなど、コストを抑える方法があるはず。③水田貯留の費用算出では、すべての畦を嵩上げる、という非現実的な計算。実際は何枚かの水田の外周を嵩上げすれば済む。

④不特定容量の身替りダム費用算出で60万 m^3/S の有効貯水量に240万 m^3/S (4倍!)の堆砂容量を設定している。洪水調節分の残事業費が安く見せかけられている。

(5)自然環境に関する情報公開請求では希少種の種名すら黒塗り非公開(いまだき非常識!)。結局まともな生き物の調査がされていないことだけは明らかになった。

4. 開かれた場で議論を

4月21日、県知事宛「内ヶ谷ダム事業の検証にかかる公開討論会の開催を求める要請書」を渡しました。残念ながら岐阜県は応じようとしません。疑問符だらけの情報しか出さない今のやり方では、検証に値しません。むしろ誤った結論に誘導する有害なものといえます。

「岐阜県の宝」の長良川。その汽水域は河口堰で壊されてしまいました。ダムは貴重な溪流域を破壊してしまいます。「00 m^3/S 」の数字合わせとダムに頼る治水はもう時代遅れです。長良川流域住民は、川の恵みを楽しむとともに、その脅威に対しては知恵を活かして向き合ってきました。歴史的に蓄えられた流域の人々の知恵の出番です。この「内ヶ谷ダム再検証」を、どういう長良川を未来世代に手渡すのかを広く議論する機会としていきましょう。

非定量治水へ意識の変革を

* 本稿は、2月5日に開催しました市民学習会「長良川に内ヶ谷ダムはいらない」の今本講演レジュメを、紙幅の制限から抜粋、改題、編集したもので文責は当会にあります。

非定量治水へ意識の変革を

京都大学名誉教授 今本博健

1 日本における治水の現状

1-1 治水の歴史

これまでのわが国における治水の歴史はつぎのようにまとめられる。

(原始時代) 稲作の始まりとともに洪水に悩まされだした。湿田から乾田に移ることで、洪水を避けるようにした。(古代) 仁徳帝により茨田堤が築かれ、難波堀江が開削された。「治水の曙」である。(中世) 戦国武将により本格的な治水が始められた。信玄による「守りの治水」と秀吉による「攻めの治水」がある。(近世) 幕藩体制の確立とともに幕府や藩による治水が進められた。信玄につながる伊奈流(関東流)と秀吉につながる井沢流(紀州流)のほか、川村孫兵衛、野中兼山、成富兵庫重安などの名治水家が輩出した。(近代) 明治維新後、オランダ工師を招いて西欧の河川技術が導入され、帰国留学生が中心となって低水工事から高水工事に重点が移された。土木施工技術の発展とともに巨大なダムや堰がつくられるようになり、環境破壊が問題になりだした。

1-2 河川法改正の流れと新しい河川整備の計画制度

明治維新とともに法制度が整備されるようになり、明治29年、国が中心となって治水を行えるように河川法が制定された。その後、時代の要請を反映して河川法が改正され、法目的に、昭和39年には利水が、平成9年には環境が追加されたが、依然として治水と利水が中心であり、環境は配慮の対象でしかなく、実質無視されている。

一般意見についても、法の要件を満たすため、流域委員会が設置されたり、公聴会が開かれるなどして、形式的には聴かれているが、計画にはほとんど反映されていない。とくに問題なのは学識経験者が御用委員になっていることであり、猛省しなければならない。

2 いまの治水のどこがいけないのか

2-1 いまの治水：定量治水

いまの治水は定量治水を基本としているが、その特徴を挙げると次のようである。

①一定限度の規模の洪水のみを対象 ②洪水を河川に封じ込める ③対策の選択:対象洪水への対応性が基本

対象洪水については時代により各種のものが用いられている。例えば、

- ①対応限界洪水：できる限りのことをする
- ②既往洪水・最大既往洪水：再度災害を避ける
- ③確率洪水：河川の重要度が反映される

があるが、必要に応じて使い分けられている。

2-2 定量治水の問題点

定量治水には次の欠陥がある。①対象を超える洪水に役立たない。②対象洪水を大きくすると達成できなくなる。③同時に環境に重大な影響を及ぼす。

対象を超えると役に立たないのは治水の根幹に触れる大欠陥である。また、これまでの歴史が示すように、対象を超える洪水が発生する度に、対象をより大きな洪水へと引き上げてきたが、対策の規模が大きくなり、時間と経費が莫大になることによって、その間住民を危険に晒すだけでなく、計画そのものが達成できなくなることもすらある。同時に環境に及ぼす影響も重大となり、破壊することもある。

こうした欠陥を是正するため、それぞれの欠陥に対して次の是正策がとられている。

①超過洪水対策による補完 ②基本方針の棚上げ・整備計画による実現

③河川法の目的に環境を追加

①や③が真摯に実施されていればいまの治水は大きく変わっていたであろう。

しかし、①についてはスーパー堤防が一部で実施されただけで、現在の計画ですら達成される見込みはまったくなく、民主党の事業仕分けで「無駄な公共事業」と決めつけられ、現実には有効な対策が施されていないに等しい。③については既述のように環境は実質無視されており、解決策になっていない。

②については、基本高水の切下げと同様で、目標を低くすることにより実現性を図ろうとするものであるが、目標を超える洪水が発生する可能性も大きくなるので、一時しのぎにしかならない。結局、いずれも抜本的な解決策になっていない。

2-3 ダムによる治水

ダムによる治水には定量治水の欠陥が顕著に現れるだけでなく、次の欠陥まである。

①治水機能が限定的・治水効果も限定的 ②治水効果が不確実 ③堆砂による治水機能の劣化

④地域社会を崩壊・自然環境を破壊 ⑤残適地が少ない：ダム時代の終焉

現在の日本には治水専用ダムあるいは目的に含む多目的ダムが併せて900基近くもあるが、水害を防いだ例は皆無と聞いていいほど少ない。

2-4 ダムによらない治水の模索

2009年に「コンクリートから人へ」を掲げた民主党へ政権が交代し、国交相に就任した前原氏は私的諮問機関として「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置した。「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づいたものであるが、ダムの残事業と代替案のコストを比較して決定する検証法を答申した。現在、全国のダムでこれに基づいた検証が行われているが、結果として、大半のダムの推進が認められる見通しとなっている。

結局のところ、こうした定量治水のもとで洪水を河川に封じ込めようとしていては、抜本的な解決はもたらされない。

非定量治水へ意識の変革を

次表はダム推進・反対の論拠を、治水、利水および環境のそれぞれについて示したものであるが、これまでの推進派および反対派の議論は評価が異なるだけで、とくに治水については両者とも基本高水を出発点としており、事業者が推進しようとするかぎり、阻止し得ない状況である。

唯一、淀川水系流域委員会はこれまでの方式の転換を求めているが、定量治水に固執する河川管理者にその主張が取り入れられる余地はほとんどない。

ダムの推進・反対の論拠

論拠	治水	利水	環境
推進派 ダムはつくるべき	基本高水を河川とダムに配分。流下能力が不足すればダムは不可欠。	水需要予測に応じた新規水資源開発が必要。大洪水への備え。	維持流量を確保し生態系を保全する。環境への影響は軽微(事前評価)。
反対派 ダムはやめるべき	基本高水の設定が過大であり、切下げればダムは不要になる。	水需要予測は過大であり、現実には水余りである。新規利水は不要。	魚などの溯上・降下、土砂の遮断など、環境への影響は重大である。
淀川流域委 原則としてダムによるべきでない	いかなる洪水に対しても住民の生命と財産を守るのが治水の使命。流域全体で受けとめる。	節水や用途間転用などの水需要管理により、新規利水を開発しなくしていくようにする。	治水や利水のためであっても、地域社会や自然環境に重大な影響を及ぼさないようにする。

河川整備の転換をもたらすに至っていない

3 非定量治水のすすめ

3-1 治水についての考え方の変遷

洪水による被害を免れるにはつぎの3つの方法がある。

①避水：洪水を避ける

- ・河川から25里以上離れた場所に住む(古代中国の伝承)。
- ・日本でもかつては低湿地に住まなかった。

②遊水：洪水を遊ばせる

- ・霞堤の信玄堤、左右岸の堤防高に差をつけた文禄堤や御囲堤、堤防の一部を低くした野越では大洪水をあえて溢れさせている。

③封水：洪水を河川に封じ込める

- ・一定限度の規模を対象として、連続堤やダムなどの洪水調節施設により洪水を河川に封じ込める。

これを「治水の3原則」というが、これらを併用することにより被害を軽減できる。いまの治水は封水に偏重しており、いかなる洪水に対しても住民の生命と財産を守るという治水の使命が果たされない。

3-2 定量治水から非定量治水への転換

いまの治水は一定限度の規模の洪水を対象としており、これを転換しなければ抜本的な解決は望めない。すなわち、

対象洪水については、一定限度の規模の洪水⇒あらゆる規模の洪水

洪水への対応：河川に封じ込める(封水)⇒流域全体で受け止める(封水・遊水・避水)

対策の選択：対象洪水(基本高水)への対応が基本⇒河川対応と流域対応を併用 実現性が基本

である。

3-3 非定量治水の具体策

非定量治水へ意識の変革を

洪水を流域全体で受けとめるには、河川での対応と流域での対応を併用する必要がある。その具体策を示すと次の通りである。

河川での対応では、① 河道の流下能力の増大・確保（堤防補強） ② 貯水・遊水による洪水流量の調節（霞堤・野越） ③ 水防活動などの危機管理

流域での対応では、① 雨水流出の抑制 ② 氾濫流の制御（二線堤・輪中堤など） ③ 氾濫域の耐水化（土地利用の規制・高床住宅など） ④ 避難対策・被害補償などの危機管理

3-4 定量治水と非定量治水の比較

(1) 治水安全度の向上

定量治水では、対策が完了すると安全度が飛躍的に向上するが、完了までに多大の時間と経費がかかり、その間住民は危険に晒されたままにおかれる。

非定量治水では、実現可能な対策を順次積み重ねるため、一つの対策が完了するごとに安全度が向上し、定量治水で得られた安全度を凌駕することも可能である。

なお、際限なく安全度を向上させることが本当に必要なのかには疑問もある。

(2) 超過洪水への対応性

定量治水では、流下能力までの洪水を河道に受け持たせ、それを超える基本高水までの洪水をダムに受持たせようとするものである。これらが計画通り機能すれば、基本高水までの洪水には完全対応できる。しかし、それを超えるとまったく対応できないことになる。さらに、堤防は流下能力以下の洪水で破堤する可能性があり、どのような洪水に対しても安心できない。

非定量治水では、越水しても破堤しないようにする堤防補強を最優先としている。これが実施されれば、堤防を超える洪水に対しても洪水を流下させる機能はある程度保持されるため、被害をなくすことはできないまでも軽減することはできる。しかも、計画高水位を超えても満水状態までは被害を発生させない。したがって、基本高水まで被害を発生させないようにすることはできないまでも、基本高水を超えても被害を軽減する効果が発揮される。

両者を比較すると、満水規模の洪水から基本高水までに定量治水の優位な部分があるが、基本高水を超える洪水には非定量治水が優位である。

なお、ダムの機能は堆砂の進行とともに低下するため、それに応じて上記の定量治水の有意な部分が小さくなり、やがては消失する。ダムは「千年技術」ではないのである。

3-5 非定量治水への反論

非定量治水に対しては、ダムによる治水を支持する人たちからの反論が多いが、いずれも踏襲の論理であり、一刻も早く誤りに気づいてほしいものである。

3-6 非定量治水実現への条件

治水のあり方からいえば非定量治水が正道であり、王道である。したがって、非定量治水への転換は大きな歴史的な流れであるが、それを早期に実現するには

・河川管理者・有識者の意識改革 ・住民の合意が必要である。

この国に住むかぎり、洪水による被害は宿命であり、いたずらに安全度の向上を求めるのではなく、壊滅的被害を回避しつつ上手に共存できるようにするのがこれからの治水ではないか。

史上初 (!?) トリプル選挙と「導水路」事業中止の取り組み

「導水路はいらない！愛知の会」事務局長 加藤 伸久

◆ はじめに

一昨年（2009年）4月の名古屋市長選挙で、51万票余の驚異的得票を得て当選の河村市長は、ムダ使いを止めさせるべく第一弾として木曾川水系連絡導水路事業（以下、「導水路」事業という）からの撤退を表明しました。当選後、市長の動静を露出オーバー気味の報道とも相俟って、市民のあいだで“河村市長人気”は一気に上昇しました。

一方、選挙公約「市民税10%減税」「地域委員会」の実現めざす河村市長は、その手法を“河村的ポピュリズム”と批判の市議会と激しく対立。ついには“議員報酬”も争点に加え、「市議会の解散を求める住民投票」署名を市長が主導で着手しました。

◆ 相次ぐ選挙は河村市長陣営の完全勝利

真夏の酷暑の下で始められた署名集めは、昨年（2010年）12月に成立し、市議会リコール住民投票が決定しました。策士の河村市長は同時並行で大村衆議院議員（自民党）を知事選候補に“村々連合”を結成、市長職を辞任して地域政党「減税日本」を結党し、史上初の「住民投票」「市長選」「県知事選」の2/6トリプル投票に臨みました。

結果、住民投票：約70%が賛成で“解散”、市長選：河村市長が66万票余で“再選”、知事選：「導水路」見直しを河村市長と共同公約の大村氏が“圧勝”。また、「減税日本」は3/13市議選で28議席の“第一党”、4/10県議選は13議席と“大躍進”でした。

◆ 公約を「行方不明」にせず実現を迫って

当会が選挙前に実施の「アンケート」へ“専門家の意見を聞いて検討”と回答の大村知事に対して、当「会」では就任間もない2月17日、「緊急要望書」（平成23年度の導水路関係予算をストップして下さい等）を提出。その甲斐あって3月に提案の「骨格予算」では、「導水路」事業の治水分の直轄負担金の計上は見送られました。

しかし、4/27に開催の「第2回 関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」は、前知事の“事業の継続有り”を前提に討論が進められています。当会では5月11日、“選挙時の約束を守って下さい”と県知事にあて公開質問状を提出しました。

◆ 「事業」を中止し、被災者救済と復興を

3月11日の東日本大震災は、大地震、大津波に苛酷な原発震災が重なり、未曾有の大惨事となりました。第一は、国を挙げて被災者支援と地域復興に取り組むことです。「導水路」事業など、不要な“公共事業”にお金と人材を割く余裕はありません。

折りも折り、各地で反対の運動が大きく膨らみ、その力で世界一危険な浜岡原発が止まりました。当会も6/1午後、「長良川市民学習会」や「設楽ダムの建設中止を求める会」などの皆さんと共同して、国土交通大臣にあて“ムダな「事業」を中止し、被災者の救済と地域復興に全力をあげるよう”要請行動に取り組む予定です。

♪～次回（第11回）口頭弁論の日程～♪

*とき 8月25日（木）11時～（10時30分に裁判所前で事前集会）

*ところ 名古屋地方裁判所・1号法廷（西側歩道から入廷できます）

*内容 原告・林秀治氏の意見陳述、原告・被告間の準備書面やり取りなど

本の紹介 サツキマスのいた川

著者:田口茂男 出版社:草土文化(03-3204-4811) 1991年8月1日初版

おじいちゃんがなくなって「かたみ」に小さな箱をもらった。中には20年も前に発行された古いきっぷと、2枚の地図と、「この手紙はかならず旅から帰ったあとで読むこと」と書かれたふうとうが入っていた。地図には「君の行く川—長良川」「君の行く町—郡上八幡」と書いてあった。…ふしぎなきっぷと地図を手にした少年は過去の川へと旅だった。写真でつづる自然と人の物語。

田口さんは東京生まれの写真家。郡上の魅力に引かれ移り住み、サツキマス、アユ、モクズガニなどたくさんの生き物が棲み、たくさん子どもたちが遊んでいた長良川を撮影しこの本を作った。この頃の長良川はなんと生き生きしていたことだろうか。この本が出版されてこの8月で20年。今の長良川はこの本の中の長良川ではなくなってしまった。20世紀に生きてきた私たちは、21世紀に生まれた子どもたちに「生きている川」を残せなかったのでは、という作者の訴えを、今もう一度、共有したい。かつての川を取り戻すために。

(現在も注文可能。岐阜県、岐阜県図書館、岐阜市立図書館でも借りられます。)

みなさんからの声 ———— カンパ、お便りをありがとうございました。

- * 手元不如意で僅かですが。新聞などでご活躍を感謝しています。
- * 長良川の清流を守るため、無駄な税金を使わせないためお働きください。
- * COP10の風は吹き止みましたが、上関原発は造らせない、ヤンバルの森を壊さない、長良川河口堰のゲート開放、ぜひとも実現させましょう。
- * 河口堰開放を公約にあげた愛知県の新知事に期待したいです。生き物と人々のために少しでもいい方向に向かって欲しいです。
- * 学習会ニュース、熟読しています。

表紙について

表紙の写真は内ヶ谷ダム建設予定地を撮ったものです。

4月24日(日)「長良川水系・水を守る会」主催、恒例の『内ヶ谷ツアー』に参加した。

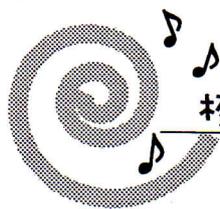
早朝、深い朝霧の中を出発。工事用道路から谷筋に降り、内ヶ谷の溪流を何度も横断。けもの道のような山道をたどった。前日の100ミリの雨で、谷の水量は多かったが濁りはない。とても冷たく、長く水の中にいるのはつらい。

道なき谷筋を歩くこと約1時間半。突然現れたV字型の渓谷の美しさにびっくり。これがダム建設予定地。

「こんなところに、ダムを作ったらあかん！」

思わずみんなの口から出た言葉だった。
(武藤)





校歌に歌われた長良川 ⑪

郡上市立相生小学校校歌

作詞／和田耕正
作曲／河野信一

- 一、ながらのせおと 清らかに
花さき小鳥 まうところ
めぐる自然の ふところにと
つどいたのしく はつらつ
まなぶ明るい すがたみよ
われらの相生小学校
- 二、若草もえて 風かおる
おのえの山の ゆりかごに
希望ゆたかな ゆめのせて
強くおおしく そだちゆく
われらの相生小学校
- 三、平和のさとの 朝夕に
教えまもり 身をきたえ
めざすりそうの みちはるか
共にいたわり はげみあい
すすむゆくてに 光りあれ
われら相生小学校

相生小学校は長良川の支流・亀尾島(きびしま)川が長良川に合流する相生(あいおい)にあります。生徒数は130人ほどの学校です。

近くの長良川や森の生き物や植物を調べたり、地域の人々の体験を聞いたりして、ふるさとの自然・歴史を学ぶさまざまな取り組みをしています。スキー教室や鯉のぼり作りの寒ざらし体験など、この地区ならではの活動もあります。

事務局より

内ヶ谷ダムは長良川の支流・亀尾島川に長良川河口堰とセットの治水ダムとして計画され、1983年から工事がはじまり、取り付け道路工事は既にダム予定地まで進んでいます。ダム本体の工事が始まれば貴重な溪流は失われ、長良川本流にも大きな影響が及ぶのは明らかです。

「環境への悪影響に目をつむり、莫大な建設費を使って建設してきた全国900基近くの治水ダムが本当に被害を防ぐことができた例は残念ながらほとんどないのです。内ヶ谷ダムも長良川の治水には効果はないでしょう。それよりも堤防、遊水池、森林の保全、水防活動等の危機管理などを併用して、流域全体で対応する治水に転換するよう意識の変革をめざすべきです。」これは2月に行われた講演会での今本博健先生(元京都大学の防災研究所所長)の言葉です。

詳しくは講演記録をお読みください。

※内ヶ谷問題についての関連記事が以下のバツ

クナンバーにあります。HPでもお読みいただけます。
ニュース第2号(2008.6)「内ヶ谷ダムの工事が進む」
ニュース第5号(2009.3)「亀尾島川に内ヶ谷ダムはいらない」

ニュース第10号(2010.12)「寝た子(内ヶ谷治水ダム)が起き上がった！」

今後の予定

- 6月1日(水) 「国土交通大臣へ事業中止申し入れ」
中部地方整備局へ。
- 6月9日(木) 「内ヶ谷ダム工事現場を見る会」
問い合わせ:090-1284-1298 武藤
- 6月25日(土) 「河口堰周辺見学会」(ヘドロ、葦原、人工干潟など)問合せ:同上
- 7月10日(日) 河口堰に反対し長良川を守る県民の会・集会 14時 ワークプラザ
- 8月20日(土)21日(日)恒例:徳山村キャンプ
問い合わせ:0584-78-4119近藤
- 8月25日(木) 愛知の会「住民訴訟第11回口頭弁論」

発行:長良川市民学習会 <http://dousui.org/>

代表:粕谷志郎

連絡先:武藤 仁/090-1284-1298

〒500-8211 岐阜市日野東7-11-1

●私たちの運動はみなさんのカンパで成り立っています。

賛同してくださる方はぜひカンパをお願いします。

郵便局口座番号:00840-3-158403

口座名称:長良川市民学習会